

災害により被災された被保険者の皆さまへ（お知らせ）

平成26年8月19日からの大雨により、広島市の一部地域において災害救助法が適用されるなど、甚大な災害が発生しました。被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

当健康保険組合では、被災世帯の被保険者・被扶養者に対し、次の措置をとることといたします。

1. 医療費の一部負担金等の徴収猶予または減免

被災により住宅、家財またはその他財産について著しい損害をうけ、被保険者の生活が困難となり、必要と認められる場合に適用します。

2. 保険料の納期限の延長および納付猶予

任意継続者（退職者）に限ります。

被災された被保険者の皆さまのうち、上記の措置を希望される場合は、お手続きについてご説明いたしますので、下記お問い合わせ先にご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先：中国電力健康保険組合
電話（082）544-2844

被災により被保険者証（いわゆる保険証）を紛失・滅失された場合は、「被保険者証再交付申請書」（リンク先 → <http://www.energia-kenpo.or.jp/shinsei/03.html>）により再交付の手続きをお願いすることになりますが、お手元に被保険者証が届くまでに医療機関等を受診する必要があるときは、氏名・生年月日等を窓口で申し出ていただくことにより受診できます。

以 上